

令2福情答申第2号

令和2年9月10日

福岡市教育委員会  
教育長 星子 明夫 様  
(総務部総務課)

福岡市情報公開審査会  
会 長 田 邊 宜 克  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和元年12月20日付け教総第1564-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「2019年特定市立学校から、福岡市への転入後『免職』になった教諭について、わかるもの一切。①処分内容のわかるもの、②処分理由説明書、③事情聴取内容のわかるもの、④学校長、本人の弁明等わかるもの、⑤市教委の処分前後の法的対応のわかるもの、⑥特定市教委への問い合わせおよび回答があれば、わかるもの、⑦本件について発表された件があれば含む」の公文書一部公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「2019年特定市立学校から、福岡市への転入後『免職』になった教諭について、わかるもの一切。①処分内容のわかるもの、②処分理由説明書、③事情聴取内容のわかるもの、④学校長、本人の弁明等わかるもの、⑤市教委の処分前後の法的対応のわかるもの、⑥特定市教委への問い合わせおよび回答があれば、わかるもの、⑦本件について発表された件があれば含む」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）により非公開とした部分のうち、次の部分については、公開することが妥当である。

- 1 「福岡市教育委員会分限懲戒審議会の審議結果について（意見具申）」のうち「福岡市教育委員会分限懲戒審議会会議録」の2頁目23行目から24行目までの部分（ただし、特定の学校名を除く。）
- 2 「退職手当支給制限処分について」のうち「処分後に支払われる一般の退職手当等の額」

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和元年9月9日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和元年8月29日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和元年9月9日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和元年11月12日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

### 第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

- (1) 本件決定を取り消すよう求める。行政文書については、知る権利、情報公開法等に照らし、「公開原則」に基づく対応を求める。
- (2) 決定通知書の「公開しない部分の概要」には、氏名、年齢、住所、所属、職歴、退職手当等の額、陳述内容とあるが、住所は、市町村名までの公開を求める。また、年齢は求めるが生年月日までは求めない。
- (3) 福岡市教育委員会に本来なら採用されないにもかかわらず、採用されたケースといえる。このことは、実施機関から一部公開された文書に、本件教員に関して、「業務上横領は、刑法第253条において『10年以下の懲役に処する』」旨の記載があることから明らかである。

採用した実施機関に落ち度はなかったかもしれないが、組織的若しくは制度的な問題があったことは明らかである。それにもかかわらず、実施機関は、組織的若しくは制度的問題点についての弁明、説明が一切ない。

- (4) 本来は、採用前の特定市教育委員会において、事件が明らかになり、氏名等公開されるべきであった事件であり、同様に実施機関においても本件請求に対して、全面的な公開が求められる事案である。
- (5) 氏名、学校名等については、特定市教育委員会が作成した「平成30年度末教職員人事異動名簿」をもとに、特定新聞で報道がなされており、4月の段階で特定市立学校の教員が、福岡市立学校へ転出した事実は全国的に公表されている。本件教員の氏名等は広く知られている事実であり、また、業務上横領に係る事件であり、その事実を隠して実施機関である福岡市教育委員会に採用され、4月12日付けで「免職」となったことからすれば、公開されるべきことは明らかである。
- (6) 「個人に関する情報、人事管理」に係る事務であることを非公開の理由としているが、具体的にどの部分がそうであるのかの説明がない。合理的説明のない被覆は、知る権利の侵害であって、不当、違法である。平成4年12月10日最高裁判決における「非開示の根拠規定を示すだけでは、理由として不十分」に当たる。
- (7) 公務員の給食費の着服など公金管理に関する問題は、財産保護の観点から公開されるべき事案である。公務員の職務遂行に関する内容であり、仮に個人識別情報であつ

ても公開されるべきである。

- (8) 陳述録取書に関して、聞き取りの質問、回答が全面的に被覆されており、反論できない。少なくとも、質問の基本的なこと、もしくは最後の「です」「ます」のようなこと、同様に回答者の回答の「はい」「いいえ」「です」「ます」のようなことは公開できるといえる。

職務権限で事情聴取が行われる場合、質問者の質問は、職務行為であり、公務員の職務行為は公開されるという認識である。また、他の自治体では、仮に、被覆があったとしても、基本的な内容については公開されており、場合によっては、被処分者の回答の一部も公開されている。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件決定を行うに至った理由

#### ① 本件決定の非公開部分が条例第7条第1号に該当することについて

条例第7条第1号において、個人情報に係る非公開事由が定められているところ、実施機関は、本件対象文書中、被処分者の氏名、年齢、住所、所属、職歴、退職手当等の額については、それぞれ条例第7条第1号本文に該当し、かつ、同号ただし書ウに該当しないと判断し非公開とした。以下、その理由について述べる。

#### ア 条例第7条第1号本文に該当することについて

条例第7条第1号本文は、個人に関する情報であって、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、非公開情報に該当すると規定している。

#### (7) 被処分者の氏名、年齢、住所、所属及び職歴について

まず、氏名及び住所については、いずれも、当該情報により、「特定の個人を識別すること」ができる情報である。

なお、一般的に「住所」は、都道府県名や市町村名に続く、公称町名や番地などと一体をなすものであって、審査請求人が主張するように「市町村名まで」と公称町名や番地などを切り分けて公開しなければならない理由はない。

次に、年齢、所属、職歴については、例えば、本件対象文書に係る事案の概要や経緯、免職処分となった時期などの本件決定において既に公開している情報など、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる可能性は高まる。

また、これらの情報は、被処分者の身分取扱いに係る「処分」に関する情報であり、最もセンシティブな情報に関連するものであることを踏まえると、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報にも当たる。

#### (イ) 退職手当等の額について

被処分者の「退職手当等の額」については、当該情報のみでは、直ちに「特定の個人を識別すること」は困難であると思料されるが、そもそも、個人の所得などの金銭に関する情報については、通常、公表が前提とされる情報ではなく、プライバシー性の高い情報であり、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報である。

#### イ 条例第7条第1号ただし書ウに該当しないことについて

条例第7条第1号ただし書ウにおいて、公務員等の職務の遂行に係る情報については、非公開事由に当たる個人情報から除外されているが、この「職務の遂行に係る情報」には、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報や人事管理上の健康情報、休暇情報などは、該当しないと解される。

したがって、本件対象文書については、本件公開請求の内容からも明らかなおおりに、被処分者の身分取扱いに係る「処分」に関する情報を含む文書であることから、当該職員の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、公開が求められる「公務員等の職務に関する情報」には該当しない。

② 本件決定の非公開部分が条例第7条第5号に該当することについて

実施機関は、被処分者に対する処分を検討するに当たり、当該職員から事情聴取を行っており、本件対象文書中には、当該職員が陳述した内容（以下「陳述内容」という。）が含まれている。

条例第7条第5号において、行政運営情報に係る非公開事由が定められているところ、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ」（同号エ）がある場合には、非公開情報に該当するとされている。

そして、同規定でいう「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関することをいい、また、「公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ」とは、例えば、勤務評定、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることより、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある場合等をいうと解される。

当該職員の陳述内容については、実施機関にとって、当該職員の身分取扱いに係る「処分」を検討するにあたって必要な人事管理上の情報である。また、仮に、陳述された内容が広く公開されることを前提に事情聴取が実施されるとすれば、事実と異なる申立てが行われるおそれや、外部からの干渉、圧力等を受けるおそれがあり、公正性・公平性が強く求められる人事上の処分事案に関する適正な事務の執行に、著しい支障を及ぼすおそれが生じることになることから、当該職員の陳述内容については、同号の非公開情報に当たる。

③ 審査請求人の主張に対する意見

審査請求人の各主張のうち、本件決定に係る部分について、以下のとおり、補足的に、実施機関の意見を述べる。

ア 審査請求人は、「本来は、採用前の特定市教育委員会で、事件が明らかになり、氏名等公開されるべきであった事件であるといえる。同様に、実施機関においても、本件請求に関して、全面的な公開が求められる事案である。」と主張する。

しかしながら、例えば、ある事案に関する情報公開請求がなされた場合に、公開する内容や程度などについては、各自治体における関係条例などにしたがって、各自治体において検討、判断されるものであり、特定市教育委員会で、「氏名等公開されるべきであった」ことを理由として、実施機関に対して「全面的な

公開が求められる事案である」とする審査請求人の主張は、妥当性を欠くものである。

イ 審査請求人は、特定市教育委員会が作成した「平成30年度末教職員人事異動名簿」をもとに、特定新聞紙上において、教職員の異動に関する情報が掲載されたことから、「特定市立学校教員が、福岡市立学校へ転出した事実は全国的に公表されて」おり、氏名、学校名等についても公開すべきである旨主張する。

しかしながら、教職員の氏名等が一時的に公知の状態に置かれたとしても、報道機関による公表のされ方や範囲などによって、公知の程度は異なるし、また、時間の経過とともに、社会一般の関心、記憶等も薄れていくものであり、報道機関により公表されたという事実をもって「広く知られた事実」であるとする審査請求人の主張は相当ではない。

ウ 審査請求人は、本件決定に関して、具体的にどの部分が非公開情報であるのか説明がなされておらず違法・不当であるとともに、「平成4年12月10日最高裁判決」を引用し、非公開の根拠規定を示すのみでは不十分である旨主張する。

しかしながら、実施機関は、審査請求人に対して、条例第14条及び条例施行規則第5条第2項第2号に基づく所定の様式に従い、本件決定に係る通知書の中で、「公開しない部分の概要」を明記したうえで通知しており、何ら、違法・不当な点はない。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、「2019年特定市立学校から、福岡市への転入後『免職』となった教諭について、わかるもの一切。①処分内容のわかるもの、②処分理由説明書、③事情聴取内容のわかるもの、④学校長、本人の弁明等わかるもの、⑤市教委の処分前後の法的対応のわかるもの、⑥特定市教委への問い合わせおよび回答があれば、わかるもの、⑦本件について発表された件があれば含む」の公開を求めている。

これに対し実施機関は、本件対象文書として、当該処分案件に係る「陳述録取書」、 「福岡市教育委員会職員分限懲戒審議会の開催について（通知）」、「教職員の分限処分等について（諮問）」、「福岡市教育委員会職員分限懲戒審議会の審議結果について

(意見具申)」、「教職員の分限処分等について(辞令書, 人事異動通知書, 処分説明書)」、「退職手当支給制限処分について」及び「教職員の処分等について」を特定していることが認められる。

当審査会においてこれらの文書を見分したところ, 実施機関は, 本件対象文書のうち, 被処分者の氏名, 年齢, 生年月日, 住所, 印鑑の印影, 職歴, 所属, 所属の校長名, 職員番号及び担当業務(以下「被処分者の属性情報」という。), 被処分者の処分前の退職手当等の額, 処分後に支払われる退職手当等の額並びに退職時の給料月額及び給料の号給(以下「被処分者の給与情報」という。)並びに福岡市教育委員会職員分限懲戒審議会の出席者の発言内容の一部(以下「出席者の発言情報」という。)を条例第7条第1号の非公開情報に該当するものとして, また, 陳述録取書の担当職員の質問及び被処分者の陳述内容(以下「陳述内容」という。)を同条第5号の非公開情報に該当するものとして, それぞれ被覆した上で公開していることが認められる。

これに対し審査請求人は, 実施機関が非公開情報に該当すると判断したもののうち, 被処分者の住所の一部及び生年月日を除いたすべての公開を求めていると解されることから, 審査請求人が公開を求めるこれらの情報の同条第1号及び第5号該当性について, 以下検討する。

## 2 条例第7条について

### (1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号(以下「第1号」という。)は, 「個人に関する情報であつて, 特定の個人を識別できるもの(他の情報と照合することにより, 特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」又は「特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより, なお, 個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については, 同号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて, 非公開とするものと定めている。

「他の情報と照合することにより, 特定の個人を識別することができることとなるもの」とは, その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが, 当該情報と他の情報を照合することにより, 特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

一般的に, 照合の対象となる「他の情報」は, 公知の情報や図書館等の公共施設で

一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報をいうが、当該個人情報の性質や内容等（例えば、当該個人情報個人が個人の思想・信条、病歴、犯罪歴などのプライバシー性が高い情報である場合等）によっては、プライバシー保護の観点から、当該個人と特定の関係を有する者が保有している情報も例外的に「他の情報」に含めて解釈する必要がある。

「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接にかかわる情報や未公表の著作物等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

第1号ただし書アは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定しているが、この「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手できる状態に置かれている情報をいうものである。

同号ただし書イは、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を公にする必要性・正当性が認められることから、当該情報を公開しなければならないこととするものである。

同号ただし書ウは、行政の説明責任と公務員等のプライバシー保護との調和を図る観点から、公務員等の職務の遂行に係る情報である場合において、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を非公開とする個人情報から除外するものである。

## (2) 条例第7条第5号について

条例第7条第5号（以下「第5号」という。）は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定し、その例示として、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある情報等を挙げている。

### 3 第1号該当性について

#### (1) 被処分者の属性情報について

被処分者の属性情報のうち、氏名、住所及び印鑑の印影については、特定の個人を識別することができる情報であると解される。また、その他の属性情報（年齢、生年月日、職歴、所属、所属の校長名、職員番号及び担当業務）については、直ちに特定の個人を識別することができるまでとはいえないが、本件対象文書中の被処分者に関する情報が身分上の処遇に関するものであって、個人としての名誉、資質等にかかわるプライバシー性の高い情報であることから、被処分者と特定の関係を有する者が保有している情報も「他の情報」に含めて解釈することが妥当であり、当該他の情報をその他の属性情報と照合すれば被処分者を特定することができるかと解される。よって、被処分者の属性情報は、いずれも第1号本文に該当する。

これに対し、審査請求人は、被処分者の氏名等については、既に公知のものとなっている旨主張するが、仮に審査請求人の主張するように被処分者の氏名等が報道により一時的に公知の状態におかれたとしても、公表のされ方や範囲によって公知の状態は異なるし、時間の経過とともに社会一般の関心、記憶等も薄れていくものであり、報道された事実をもって直ちに公知の情報と判断することはできず、第1号ただし書アには当たらないと解される。

また、審査請求人は、給食費の管理は公務員の職務遂行に係るものであるから職及び氏名も含めて公開されるべき旨主張するが、本件対象文書中の被処分者に関する情報の先に述べた性質にかんがみると、第1号ただし書ウの「職務の遂行に係る情報」には当たらないと解される。

よって、被処分者の属性情報は、第1号ただし書ア又はウに該当する事実はなく、また、第1号ただし書イに該当する事実も認められないことから、非公開とすることが妥当である。

#### (2) 被処分者の給与情報について

地方公務員の給料や退職手当の額は、当該職員が所属する地方公共団体が制定する条例により定められているが、病気休職や処分歴などがあつた場合、これらが退職手当の額、給料月額及び給料の号給に反映されることとなる。そのため、ある職員の退職時のこれらの額等が、一般的な例よりも著しく低かつたことが公になった場合、当該職員に病気休職や処分歴などの個人の人格に密接にかかわる事由がある

ことが推測され、個人識別性のある部分を除いたとしても当該職員の権利利益が侵害されることは十分考えられる。

よって、被処分者の給与情報のうち、処分前の退職手当等の額並びに退職時の給料月額及び給料の号給については、第1号本文の「特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められ、第1号ただし書アからウまでに該当する事実も認められないことから、非公開とすることが妥当である。

次に、被処分者の給与情報のうち、被処分者の処分後に支払われる退職手当等の額については、第1号本文の「特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められるが、本件決定において、実施機関が被処分者の一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分内容を公開していることから、第1号ただし書アに該当し、公開することが妥当である。

### (3) 出席者の発言情報について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、実施機関は、出席者の発言のうち、被処分者の属性情報に言及した箇所を非公開としていることが認められるが、これらの情報については前記3(1)のとおり、第1号に該当し、非公開とすることが妥当である。

また、実施機関は、出席者の発言のうち、別の福岡市立学校において発生した金銭の不適切な取扱いに係る事案に言及している箇所を非公開としていることが認められるが、当該情報について、事務局から実施機関に確認させたところ、当該事案に係る職員が識別されるおそれがあることから第1号に該当すると判断したこと、また、当該事案自体は特定の学校名を除いて実施機関が自ら公表することにより、その内容が公になっており、現在も福岡市ホームページ上で公表されていることが認められた。

よって、当該情報は第1号本文に該当するものの、実施機関が自ら公表することにより公にされている情報は第1号ただし書アに該当することから、未だ公にされていない特定の学校名を除いて公開することが妥当である。

## 4 第5号該当性について

### (1) 陳述内容について

通常、非違行為等を行った職員が行う陳述は、職務命令として行われるものであり、職員はこれに応じる義務があると解されるが、いかなる陳述を行うかは実施機関が強制し得るものではなく、職員に自己に不利益なことを含め事実や心情等を率直に述べてもらうためには、陳述内容は秘密にすることが前提とされていると考えられ、本件事案についても同様であったものと考えられる。

また、仮に陳述内容を公開することになれば、今後、当事者が、自己の陳述内容が公開されることを憂慮し、事実をありのままに述べることに消極的になるなど、処分を決定するに当たって必要とされる具体的、客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがあるものと認められる。

よって、被処分者の陳述内容を記載した部分は、第5号に該当し、非公開とすることが妥当である。

## (2) 陳述内容の部分公開について

審査請求人は、陳述内容が全面的に被覆されていることにつき、語尾の「です」「ます」のような部分、同様に回答者の「はい」「いいえ」のような部分は公開できる旨主張するので、以下検討する。

条例第8条第1項は「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定する。この規定は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該公文書の全体を非公開とするのではなく、非公開情報に係る部分を削除し、当該非公開情報に係る部分以外の部分について公開することを定めたものであり、同項ただし書については、例えば、公開請求に係る公文書から非公開情報に係る部分を区分して除くと、公開される部分に記録されている情報が無意味な文字、数字等の羅列となる場合等をいう。

一般に「です」「ます」や「はい」「いいえ」という情報は、部分公開すべき有意な情報であるとは解されず、当審査会において本件対象文書を見分したところ、陳述内容における「です」「ます」や「はい」「いいえ」といった情報が部分公開すべき有意な情報に該当するという特段の事情も認められなかった。

なお、仮に審査請求人が「です」「ます」や「はい」「いいえ」といった情報に限らず、有意な情報の一部公開を求めていると解したとしても、これを非公開とすべきことは前記4(1)のとおりである。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、平成4年12月10日最高裁判決を挙げ、本件決定通知書における非公開の理由が不十分である旨主張するが、本件決定における理由付記については、公開しない部分の概要を示した上で、「個人に関する情報であるため」及び「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるため」と記載されており、理由が不十分であるとまでは言えない。

その他審査請求人は、教職員の採用試験における組織的、制度的な問題に関する実施機関の弁明がないことなどを種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年12月20日	諮問
平成2年1月24日	実施機関の弁明意見書を收受
令和2年1月29日（第1部会）	審議
令和2年2月21日	審査請求人の反論意見書を收受
令和2年2月27日（第1部会）	実施機関から意見聴取、審議
令和2年3月27日（第1部会）	審議
令和2年5月21日（第1部会）	審議
令和2年6月26日（第1部会）	審議
令和2年7月16日（第1部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜克, 石森久広, 五十川直行, 馬場明子